

裁判長
認 印



調 書 (決定)	
事 件 の 表 示	平成 2 7 年 (オ) 第 3 2 7 号 平成 2 7 年 (受) 第 4 0 7 号
決 定 日	平成 2 7 年 6 月 2 6 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 二 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	鬼 丸 か お る 千 葉 勝 美 小 貫 芳 信 山 本 庸 幸
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	東京高等裁判所平成26年(ネ)第3871号(平成26年11月19日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文</p> <p>1 本件上告を棄却する。</p> <p>2 本件を上告審として受理しない。</p> <p>3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。</p> <p>第2 理由</p> <p>1 上告について</p> <p>民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。</p> <p>2 上告受理申立てについて</p> <p>本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。</p> <p style="text-align: center;">平成27年6月26日 最高裁判所第二小法廷 裁判所書記官 渡久山 文 一 (印)</p>	

当事者目録

上告人兼申立人	大久保典義
上告人兼申立人	石井一嘉
上記兩名訴訟代理人弁護士	橋元祐之ほか
被上告人兼相手方	一般社団法人吉川松伏医師会
同代表者代表理事	平井真実
同訴訟代理人弁護士	井垣弘ほか

これは正本である。

平成 27 年 6 月 26 日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 渡久山 文

